

(2) 福祉、保育、介護分野

① 介護分野

【問題意識】

いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年には、65歳以上が人口の3割近くを占めると推計されている。高齢化の急速な進行に伴い、要介護者数も大幅に増加する。サービス利用者数の増加や多様化する利用者のニーズに十分応えられるよう、介護保険制度を将来にわたって持続可能なものとする有効な施策が求められている。

国や地方公共団体においては、できる限り住み慣れた自宅での生活の継続を支えるという理念に基づき、また、施設サービスは相対的に高コストであることから、「施設から在宅へ」との方向性の下、施設サービスについて総量規制を行い、供給を極力、抑制しており、平成18年度からは、居住系サービスである特定施設やグループホーム（認知症対応型共同生活介護）についても総量規制の対象としている。

しかしながら、施設サービスの需要に見合った供給量が確保されず、施設での介護を希望しながらも在宅介護が余儀なくされる場合には、要介護者を支える家族の心身の負担が継続就労を阻害するおそれがあり、また、「老・老介護」等家族が抱える問題も深刻化している。そもそも、介護が必要になったときに、在宅で介護を受けるのか、施設へ入所して介護を受けるのかについては、利用者の価値観、家族の状況等に応じた利用者自身の判断に委ねるべきであり、その価値判断を国が押しつけるようなことがあってはならない。こうした観点から、現状のように施設サービスの供給量を規制によって制限するのではなく、在宅と施設のどちらのサービスを利用する場合であっても公的保険から受けるサービス額は同一水準とし、市場メカニズムにより、利用者の選択・需要に応じてそれぞれのサービス量が供給されるシステムの構築を目指すべきである。

また、サービスの担い手である事業者や従事者がサービスの質の改善に向けた創意工夫をし、利用者満足度の向上を図るためには、利用者からの評価が正しくサービス対価に反映されるなど、介護報酬におけるインセンティブの強化が必要である。ケアマネジャー報酬についても、資質や実績に応じた料金体系などインセンティブを与える仕組みを検討すべきである。さらに、個人の価値観や多様なニーズに基づくサービスの選択の幅を広げるためにも、介護保険外の付加的なサービス（横出しサービス）の利用を一層促進すべきである。

ア 生活困窮者への介護保険サービスの適切な提供

【問題意識】

第2種社会福祉事業の1つとして、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第8号に規定される「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」がある。この簡易住宅や宿泊所（以下、「宿泊所等」。）には、生活保護受給者を中心とする生活困窮者が居住又は滞在しているが、滞在者の高齢化が進み、要介護認定を受ける者も増えてきている。同時に、滞在日数が長期化する傾向があり、中には5年間も滞在している者もいる。特別養護老人ホームや介護老人保健施設が満所であるために、こうした宿泊所等が、介護を必要とする高齢の生活困窮者の受け皿となっている側面もある。

ところが、宿泊所等に実質的に「居住」し、住民票の所在地を宿泊所等としている者が、介護保険の被保険者として、要介護認定を受けているにもかかわらず、居宅介護サービスを受けられないケースがある。これは、介護保険制度における「居宅」に該当するかどうかについては一律の基準がなく、各地方公共団体で個別具体的に判断されるという運用のためである。一方、社会福祉法第2条第2項第1号に規定される第1種社会福祉事業の1つである、生活保護法（昭和25年法律第144号）における諸施設については、概ね「居宅」扱いとされている。「居宅」認定に関して、地方公共団体によって運用のばらつきがあるため、認定判断の異なる複数の地方公共団体で宿泊所等の運営を行っている事業者からは、利用者間の不公平や運営上の不都合などが指摘されている。

また、生活保護制度における対応としては、要保護者に介護が必要であると保護の実施機関が認める場合には、要保護者が必要な介護サービスを適切に受けられるよう、介護保険の保険者に要請することとなっている。しかしながら、一部の地方公共団体では、宿泊所等に滞在する要保護者が、保護の実施機関である福祉事務所の支援を受けながら要介護認定を受けた場合であっても、介護保険制度における居宅サービスが利用できないという実態がある。

【具体的施策】

生計困難者向けの簡易住宅や無料低額宿泊所等に居住又は滞在する者のうち、要介護認定を受けた高齢の生活困窮者が、適切に介護保険制度における居宅サービスを受けられるべきであることから、現在、地方公共団体で個別具体的に判断されていることによる運用のばらつきを是正するため、地方公共団体や施設、居住者及び滞在者の協力を得ながら、実態把握のための調査を実施すべきである。

【平成 20 年度措置】

また、その調査結果を踏まえ、居住・滞在日数の長さ、居住の実態の有無、住民票等を判断材料とするなど何らかの判断基準やガイドラインを示す必要性について検討し、結論を得て、必要な措置を講ずるべきである。**【平成 21 年度検討・結論・措置】**

イ 介護人材の養成と確保に係る対策の見直し

【問題意識】

人口の高齢化が急速に進む中、介護を担う人材確保の重要性は論を俟たない。厚生労働省の試算によれば、平成 16 年度に約 100 万人であった介護保険サービスに従事する介護職員は、介護保険の利用者の増加等により、26 年度には約 140～160 万人必要になるとされている。介護従事者の低い定着率や、資格保有者が必ずしも介護サービスに従事しておらず潜在化している現状を勘案すると、人材の養成・確保はまさに急務である。

「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）では、介護人材の養成に係る対策の見直しとして、介護職員基礎研修の講義内容や時間数（計 500 時間）の妥当性と効果につき検証し、必要に応じ見直すこととされた。

一方、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）の改正により、介護福祉士の資格取得方法の 1 つである実務経験ルートが見直され、従来の 3 年以上の実務経験に加え、新たに 6 か月以上の養成課程（600 時間程度）を経た上で、国家試験を受験する仕組みとなり、上述の介護職員基礎研修との整合性が図られないことが懸念される。

厚生労働省によれば、研修・養成課程の充実により、介護従事者の質の向上及び処遇の改善が図られ、ひいては人材の確保に繋がるとのことだが、介護サービスに従事することを目指す人にとっての過度な負担が参入障壁となり、なり手を減らすことに繋がらないよう十分留意しなければならない。また、介護サービスに係る業務の効率化と人的資源の有効活用の観点から、比較的軽易な業務の担い手には、一律に長時間の養成課程を課すのではなく、相応の研修体系を設けることも検討すべきである。

したがって、研修・養成課程の充実に伴い、介護従事者の処遇が改善され、介護サービスへの人材の参入が促進されたかのフォローアップも含め、研修制度の体系や運用について検証を行うとともに、介護人材の需給バランスや見通しを踏まえ、介護従事者の資格要件や役割・機能分担に関しても慎重かつ総合的な検討が必要である。

【具体的施策】

社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、介護福祉士資格取得のための実務経験ルートに新たに創設された6か月の養成課程（600時間程度）との整合性を図る観点から、介護職員基礎研修の講義内容や時間数（計500時間）の妥当性と効果につき検証して、必要な措置を講ずるべきである。**【平成20年度結論、平成21年度措置】**

② 保育分野

ア 抜本的な保育制度改革

【問題意識】

我が国では、昭和40年代後半の第2次ベビーブーム以降、合計特殊出生率が徐々に低下し、平成17年には1.26と過去最低を記録するなど、急速な少子化が進行しており、17年には予測よりも2年早く人口減少社会に突入した。今後、世界に類を見ないスピードで少子高齢化が加速すると予測され、また、2030年には労働力人口は1,000万人以上、率にして16%以上が減少すると推計されている（厚生労働省雇用政策研究会報告による。）。こうした労働力人口の急速な減少や国内市場の縮小により国の成長力の大幅な低下が予想されるのみならず、少子高齢化は、膨張する社会保障費を支える世代への負担を増大させることは言うまでもない。

かかる状況下、潜在労働力として最も期待が高いのが女性である。我が国の女性労働力率を見ると、出産・育児期に該当する30歳台で減少し、40歳台以降再び増加するという、いわゆる「M字カーブ」を描いている。また、40歳台以降の就労形態では、パート労働の比率が高くなっている。この背景には、保育サービスが使いづらく、子育て支援が貧弱であることなどから、第1子出産を機に離職している女性が7割近くもいること、また育児が一段落した後、再度働き始めた場合には、正社員として雇われないケースが多いことなどが挙げられる。M字カーブの凹み部分である子育て世代の就業率を高めていくことが有効な対処策の1つである。そのためには、女性が安心して働き続けられる環境の整備が必要である。

政府においては、平成6年の「エンゼルプラン」策定以降、各種の少子化対策が講じられてきたが、目立った成果は上がっていない。国の保育制度に関しては、依然残る「措置」の発想の下、画一的・硬直的な公的保育が実施されているのが現状である。平成19年末に終了した「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が取りまとめた重点戦略に基づき、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」のための議論の場は、厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会に移された。現在、同部会において、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた議論が進められている。

当会議では、前身の会議以降、一貫して主張してきたとおり、幼保一元化を見据えた抜本的な保育制度改革が必須かつ急務であり、同時に、多様なニーズに応える様々な子育て支援サービスを多面的に拡充していくことが重要であると考え。特に、いわゆる「団塊ジュニア」世代が出産・育児期にある限られた期間を

かんがみると、一刻も早く改革を断行すべきである。改革の推進に当たっては、①質の確保と量の拡大を図る効率的な事業運営、②多様化する利用者ニーズに応えるサービスの提供、③事業者間のイコールフティングの実現の3つの視点を踏まえ、以下に掲げる施策を早急に講じる必要がある。

【具体的施策】

(ア) 直接契約方式の導入

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、平成 10 年以降、利用者が複数の保育所を選択し、申込みができるようにはなったものの、最終的には保育の実施主体である市町村が入所判定を行い、児童を各保育所に割り振る仕組みが現在でも続いている。そのため、利用者の視点に立ったサービス向上へのインセンティブが働きにくくなっている。

一方、都市部を中心に行われている地方公共団体独自の取組の中で、利用者と施設間の直接契約方式を採用している東京都の認証保育所制度は、待機児童の貴重な受け皿として機能しているのみならず、都市型ニーズに応えるサービスを提供し、利用者から好評を得ている。

当会議では、直接契約方式を導入することにより、利用者は、居住地に縛られずに、最寄り駅、保護者の職場、児童の祖父母の家等に近い施設を自由に選択して預けることや、必要なサービスを提供している所を選択することが可能になると指摘している。

なお、直接契約方式では、サービス供給量が需要を下回る場合など、本来、利用者を選択されるはずの施設が、逆に利用者を選択する形となり、障害児や低所得世帯の児童の受入れを拒否するのではないかという懸念もあることから、セーフティネットとして保育所において障害児や特に保育サービスが必要な者、低所得者などの社会的弱者を排除しないような受入れ体制の整備・強化のための仕組みについても検討する。

したがって、保育所間での切磋琢磨により、利用者から選ばれる保育所となるための努力を促す観点から、先行事例である地方公共団体の取組や認定こども園制度を参考にし、利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式の導入について検討し、結論を得るべきである。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成 20 年末までに結論、平成 21 年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】**

(イ) 直接補助方式（バウチャー等）の導入

現行制度では、国の補助は利用者ではなく、保育所に対して運営費という形で機関補助が行われている。利用者側の視点では、待機児童の発生している都市部や児童数の減少から保育所の閉所を余儀なくされている地域においては、

必要なサービスを自由に選択し利用したいという希望が叶わないだけでなく、保育所への入所可否によって様々な不公平が生じていることが問題視される。質の面で安心感を得られやすい認可保育所に入所できた場合と、認可保育所に入所できず、やむなく認可外のサービスを利用する場合や、保護者が就労継続そのものを断念せざるを得ない場合の間には、負担する保育料や就業機会・利益の得失において非常に大きな格差が生じることがある。こうした利用者間の不公平は、手厚い公的補助が広く子育て世帯に行き渡らずに、認可保育所に対して集中的に行われていることに起因する。加えて、実際に認可保育所と認可外保育施設における保育の質の実証的な比較検証は行われていないにもかかわらず、認可保育所の不足感・待望感にもつながってしまっている。

当会議では、利用者へ直接補助する方式を採り入れれば、利用者間の公平が保たれ、受け取る補助額を分割使用したり、個人で上乗せしたりすることが可能となり、利用者のサービス選択の幅が格段に広がり、加えて、利用者が認可外サービスを選ぶことで、利用者の潜在的ニーズに応える新たな事業者の参入も期待できると指摘している。また、認可保育所の利用料は、保護者の所得に応じた一律の公定料金となっているが、低所得者層への十分な配慮を行うことを前提に、サービス内容と利用者が支払う負担が見合ったものとする必要がある。利用者が施設と契約を結び、サービス内容に見合った利用料を支払う仕組みの中で、多様なニーズにきめ細かく対応できるサービスの拡充が図られるものとする。

さらに、現在、保育所の保育料は月額単位となっているが、フルタイム勤務以外の共働き世帯による利用や在宅保育世帯による一時保育の利用も増えることと予想されることから、保育料を利用量に応じた形に見直す必要もある。

したがって、投入されている公的補助を機関補助ではなく、予め公開された明確かつ透明性のある基準に基づいた保育の必要度に応じて、バウチャー等で子育て世帯に配分するといった、利用者補助方式の導入について検討し、結論を得るべきである。低所得世帯や障害児を持つ世帯については、世帯所得や障害の程度、保育の緊急度など公による優先度の判断や、それに対応した応諾義務等により利用の確保を行うべきである。

その際、公的補助の対象は保育所に限定せず、認定こども園や、家庭的保育（保育ママ）等の施設型以外の保育サービス等にも拡大することについて検討する。もちろん、公費を使用する対象サービスとして、一定の基準を設けることは前提条件であり、事業者による適切な情報公開の徹底や質の確保を図ることは、公の責任において行われるべきである。

その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について

検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成 20 年末までに結論、平成 21 年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】**

(ウ)「保育に欠ける」要件の見直し

戦後間もなく制定された児童福祉法では、保育の実施対象を「保育に欠ける」児童と定めており、現在もなお、保育所に入所できる、あるいは国の家庭的保育事業によるサービスを受けられるのは「保育に欠ける」児童に限定されている。この「保育に欠ける」要件は、具体的には児童福祉法施行令（昭和22年政令第74号）で定める基準に従い、各地方公共団体の条例で定めることとなっているが、保護者の就業状況や就労形態の多様化、核家族化の進行や子育てに困難を抱える家庭の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、児童福祉法施行令で定める基準については長年見直しがなされていない。そのため、保育所への入所の可否と個々の家庭における保育や子育て支援の必要度合いが必ずしも一致していない場合がある。特に都市部等では、「保護者が昼間就労を常態とする」という1つめの要件に最も高い優先度が設定されている地方公共団体が多く、早朝・深夜シフトや、パートタイム勤務を掛け持ちする保護者等の児童は入所にしにくいという指摘もある。

したがって、「保育に欠ける」要件を近年の実態に照らして見直し、共働き世帯のみならず、専業主婦（夫）世帯でも、必要に応じて保育所において保育・子育て支援サービスを利用できるような基準に改めることを検討し、結論を得るべきである。

なお、入所希望者数が定員数を超える場合、利用者への補助方式における補助額の設定に必要な「要保育度」と同様の概念で、その必要度に応じて優先順位付けされるような仕組みを併せて導入することについて検討すべきである。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成 20 年末までに結論、平成 21 年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】**

イ 保育所に係る制度改革と運用改善

(ア) イコールフットィングによる株式会社等の参入促進

【問題意識】

保育所は、大きく分けて、市町村が設置、運営する「公設公営」と、公立ながら社会福祉法人を始めとする民が経営を請け負う「公設民営」と、市町村以外が設置主体となる「民設民営」（私立）がある。保育所箇所数は、年々公立が減少、公設民営を含む私営が増加傾向にあり、平成 20 年 4 月 1 日には私立が公立を上回った。

しかしながら、地方公共団体が公立保育所の民営化を進める際、特段の規制がないにもかかわらず、移管先を社会福祉法人に限定するケースが多いため、株式会社となる事例はごく稀である。また、平成 18 年の「社会福祉施設等調査」（厚生労働省）によれば、民設民営（私立）の保育所の内訳では、社会福祉法人による設置が 9 割と圧倒的に多く、18 年までの 5 年間で約 1,300 箇所増えている。一方、多様な利用者ニーズに応えるサービスの提供者として期待される株式会社等が経営する施設の比率は、平成 18 年で 5%にとどまっており、保育所事業への参入がほとんど進んでいないことがわかる。

また、現在、私立保育所への施設整備交付金の対象法人は、社会福祉法人、公益法人等に限られており、認可基準を満たしているにもかかわらず、株式会社・NPO法人（以下、「株式会社等」）は補助対象外である。これは、厚生労働省の「憲法第 89 条解釈により、児童福祉法第 56 条の 2 に基づき、公の関与が強く、高い公共性を持つ社会福祉法人等に限っている」との見解によるものだが、社会福祉法人等と株式会社等とのイコールフットィングが図られていないと言える。一部の地方公共団体では、独自の補助を行っているところもあるものの、国の施設整備補助対象の主体制限を撤廃するよう求める声が株式会社等の事業者から多く挙がっているところである。なお、医療、介護、障害等、他の社会保障制度においては、報酬単価に施設整備の減価償却相当分が含まれている。

さらには、保育所運営費を規定の用途範囲以外に充てる場合、社会福祉法人以外の事業者であっても、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理を追加的に行うことが求められているため、株式会社等の事業者にとって負担となっている。しかしながら、運営費の適正な執行を担保することが目的であれば、企業会計のみで十分である。

また、様々な要件や金額の制約が課せられている運営費の使途範囲については、同様に株式会社等の事業者から制限の撤廃・緩和が強く要望されている。

加えて、配当を行っている保育所には、民間施設給与等改善費加算が適用されていないが、株式会社にとって配当は、質の高い保育を行うための資金調達コストであり、配当イコール余剰という解釈はおかしい。元来、社会福祉法人のみを想定した、こうした加算の仕組みは、多様な事業者の参入促進が必要な現状にもはや適さなくなっている。

【具体的施策】

待機児童の多い地域等においては、保育サービス供給量を劇的に増やす必要がある中、保育所運営にも多様な民間事業者の参入を促すためには、様々な阻害要因を早急に取り除かなければならない。したがって、以下の具体策について、検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

第1に、施設整備交付金の対象となっていない社会福祉法人等以外の事業者に対して、保育単価に施設整備の減価償却相当分を見込む、あるいは土地・建物の賃借料について一定の補助を行うことについて。

第2に、株式会社など社会福祉法人以外の事業者に対し、追加的に求めている社会福祉法人会計基準に基づく会計処理について。

第3に、事業者が最低基準を維持し、更なる質の向上に向けたインセンティブを働かせる構造となるよう、運営費の使途範囲の在り方について。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、詳細について検討・結論・措置】**

また、民営化の際、市町村において透明かつ公正な手続きが行われているか実態を把握し、社会福祉法人以外の民間事業者が合理的な理由なく排除されないよう、引き続き都道府県への周知徹底を図るべきである。**【平成21年度措置】**

(イ) 地域の実情に応じた施設の設置の促進

【問題意識】

平成 19 年 12 月に取りまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略では、「次世代育成支援に関連する給付・サービス、とりわけ仕事と子育ての両立や家庭における子育てを支える社会的基盤となる現物給付の実現に優先的に取り組む必要があり、これを支える効果的な財源投入が必要である」とされており、厚生労働省は、現物給付の最たるものとして、認可保育所を公的保育の核と位置づけている。

しかしながら、昨今の地方の財政状況や、地域の実情に応じた柔軟な設置が認められない全国一律の施設最低基準により、保育所の数はここ数年、年 100 箇所前後の微増ペースでしか増えていない。平成 20 年 4 月には保育所定員が対前年同月比で約 1 万 5 千人増加したものの、かえって潜在需要を喚起させる結果となり、待機児童数は 1,600 人以上増加した。

一方で、東京都の認証保育所制度は、都市部特有の事情から、例えば、乳児のほふく室の面積の最低基準について 2.5 m²まで緩和が認められており（認可保育所は 3.3 m²）、待機児童の貴重な受け皿として機能し成果を上げているが、国の認可制度では「認可外」という取扱いであるため、国からの補助金は一切入っていない。そのため、認可保育所と比べて保育料が高くなる場合が多く、利用者負担の公平性を欠いている。

【具体的施策】

私立保育所や認定こども園、認証保育所等、様々な施設のサービスや運営効率、利用者満足度の相互比較を行うなどして、限られた財源を効率的に活用し、施設の設置を進める必要がある。

したがって、効率よくサービス供給量を拡大することができ、待機児童の解消やパートタイム労働者等の「保育に欠ける」要件を満たさない児童の受入れにも道がひらけることから、例えば小規模であっても一定の質が保たれている保育の類型を国の制度として位置づけ、利用者の選択による直接契約方式の下、柔軟な設置基準により運営するとともに、一定の補助・支援を行うことを検討し、結論を得るべきである。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成 20 年末までに結論、平成 21 年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】**

(ウ) 保育所における給食の外部搬入方式の容認

【問題意識】

児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）では、調理室の設置及び調理員の配置が義務づけられていることから、厚生労働省では、施設内の調理室を使用して調理するのが当然であるとの解釈に基づき、原則、施設外で調理し搬入する方法は認められない（平成 10 年 2 月 18 日付児発第 86 号厚生省児童家庭局長通知）としてきた。

しかしながら、省令により調理室の設置と調理員の配置という 2 つの基準が設けられているからといって、必ずしも自園調理を行わなければならないわけではないことから、実際に、外部搬入方式による給食を行ってきた地方公共団体が少なからず存在した。

ところが、平成 20 年 4 月の省令改正により、給食の外部搬入方式が原則として明示的に禁止されたことに伴い、従来、特段の問題もなく同方式により給食を行ってきた保育所では、運営に支障を来しているところもある。

もちろん、子どもの年齢や発育状態、日々の体調などに応じたきめ細やかな対応や、食物アレルギー児等へのきめ細やかな対応など質の担保は重要であるが、自園調理でなければ質が確保されないとの実証はない。

一方、構造改革特別区域制度における特定事業（特区事業）として「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」（特例番号 920）が存在するため、公立保育所であれば、時間と手続きの手間はかかるものの、地方公共団体が特区計画の申請を行えば概ね認定され、給食の外部搬入が行えるようになる。ところが、当該特区事業の対象は、公立保育所に限定されており、私立保育所が当該特区事業を利用して給食の外部搬入を行うことはできない。また、当該特区事業の全国展開については、検討が重ねられているが、依然結論は出ていない。

さらに、調理室の必置基準や調理員の配置、自園調理については、これまでの規制改革等により、別紙のとおり特例が認められている。

したがって、外部搬入方式の可否については、同じ認可保育所又は認定こども園であっても、公立・私立の別、児童の年齢やその他様々な条件により異なっているのが現状である。具体的には、特区事業では、児童の年齢にかかわらず給食の外部搬入が可能ながら、公立保育所のみを対象としており、認定こども園幼保連携型では、公立のみならず私立も可能であるが、3 歳以上の児童に限定されているなど、制度間の整合性がとれていない。外部搬入方式による給

食の質が担保されるかどうかは、調理・搬入を受託する業者によるところが大きく、委託元の保育所が公立か私立かということは問題ではない。

【具体的施策】

特区事業「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」（特例番号920）について、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、子どもの年齢や発育状態、日々の体調、食物アレルギー等への十分な対応策も含め、全国規模での展開に向け、引き続き精力的に検討を進め、できる限り早期に結論を得る。**【平成20年度検討、できる限り早期に結論】**

また、特区事業が全国展開された場合においては、給食の在り方全般について検討を行うべきである。**【特区事業が全国展開された場合には速やかに検討】**

(エ) 保育所等における運営状況の検証

【問題意識】

保育所を含む各種保育施設における運営費用は、設置・運営主体の違いにより、公費や保育料等の負担構成が異なる。

認可保育所では、基本的に、入所児童数や年齢別の保育単価等に応じた公定の費用総額から、利用者が負担する保育料を差し引いた額が「運営費」として国や地方公共団体から補助される仕組みとなっているが、保育料は、利用者の応能負担による低いレベルに抑えられているため、公費による負担割合が大きくなっている。国で定めた基準に加え、地方公共団体が上乗せ補助している場合も少なくない。また、公立の認可保育所については、平成 16 年度より一般財源化されている。

一方で、国からの運営費補助のない認可外保育施設では、地方公共団体による認定・認証の有無により公費負担に違いがあるが、概して、人件費は低め、保育料は高めとなっている。

平成 20 年 2 月、新たに策定された「新待機児童ゼロ作戦」で掲げられた数値目標(10 年後に、3 歳未満児の保育サービス提供割合を 38%に引き上げ、未就学児の保育サービス利用児童数を 100 万人増)を達成するための所要額(厚生労働省推計)は、保育所に限定し、かつ、実態として地方公共団体が負担している部分を一切考慮せずに、国基準だけをベースに算出されており、全く実現性に乏しい試算と言わざるを得ない。

国の主導により、新待機児童ゼロ作戦に基づき、保育サービスの供給量の拡大を図ろうとするのであれば、たとえ設置・運営や指導監督の責任が地方公共団体にあるとしても、国として各種保育施設における費用を含む運営の実態を網羅的に把握すべきである。なお、平成 14 年に財務省が行った予算執行調査(保育料と公費負担の仕組み。東京都 A 市の例。)以降、この種のデータが集計、発表されたことはないと思われる。

したがって、限られた財源を効率的に活用し、施設の設置を進める観点から、また、新待機児童ゼロ作戦の着実な実行に向け、保育所を含むあらゆる保育施設における支出と収入の最新状況を、施設種類別、設置・運営主体別及び地域別に把握すべきであり、それらの情報を広く開示すべきである。

(オ) 入所選考等に係る情報開示の徹底

【問題意識】

市町村によって行われる保育所の入所選考等に係る情報開示の徹底については、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」において、選考方法・選考基準（ポイント）等を、市町村の窓口において示すにとどまらず、ホームページ等で広く公表すべきことを市町村に対し周知することとされた。

これを受けて、厚生労働省では、公正な選考を担保するため、客観的な選考方法や選考基準を定め、市町村の窓口への備え付けやホームページでの掲示等を通じて住民への情報提供を図るよう、平成20年4月に都道府県等あて改めて周知を行ったところである。

しかしながら、依然、申込み手続きと「保育に欠ける」要件を公表しているだけで、利用者には選考上の優先順位が分からないままとなっている市町村や、待機児童がいる市町村であっても入所選考基準をホームページに掲載していないところもあり、依然十分な情報開示が行われているとは言えない。

【具体的施策】

利用者の納得性を高める観点から、市町村による保育所の入所選考等に係る情報提供の実施状況の詳細を把握し、情報開示の徹底を図るべきである。**【平成 21 年度措置】**

ウ その他の保育・子育て支援サービスの拡充

(ア) 認定こども園制度の見直し

【問題意識】

平成 18 年 10 月に始まった認定こども園制度は、基本的には既存の幼稚園と保育所の制度を組み合わせたただけであり、目指すべき真の幼保一元化にはほど遠く、行政も幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省と依然縦割りのままである。そのため、平成 20 年 4 月現在の認定数は 229 件にとどまっており、19 年度中の申請見込み件数 542 件（平成 19 年 4 月現在）の半分にも届かない。

「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」では、認定こども園の普及促進のための取組として、可及的速やかに実態調査を実施し、認定・認可・補助金に係る申請や会計報告、監査等の事務処理にとどまらず、改善のための方策を講ずることとされ、平成 20 年 3 月、文部科学省、厚生労働省は認定こども園に関する実態調査を実施した。その結果、保護者の 8 割近く、施設の 9 割以上が認定こども園を評価するなど、制度への期待が大きい一方、施設や地方公共団体からは、省庁間や自治体間の連携充実、財政支援、会計処理・申請手続きの改善、制度の普及啓発などについて今後の改善課題として求める声が多かった。また、直接契約方式を採っている幼保連携型、保育所型の私立保育所（全 71 施設）に対し、保育料の設定や徴収の方法や入所選考基準の設定方法とともに、直接契約により保育料の設定や入所児童の選考を保育所が行うことで問題が生じたかについて調査したところ、47 施設から回答があり、そのうち「問題はなかった」と答えた施設は 39 施設（約 83%）に上った。さらに、幼保連携型（全 53 施設）の中で、満 3 歳以上の「保育に欠ける」子どもに対する給食の外部搬入方式を導入していると回答したのは 7 施設（うち 1 施設は特区事業の認定を受けて実施）と少なかったが、実施に当たって、給食の提供に不都合を感じたことがあるかを聞いたところ、「ない」が 5 施設、「どちらかといえばない」が 2 施設で、不都合が「ある」、「どちらかといえばある」と答えた施設はなかった。

一方、平成 20 年 2 月に、105 園の認定こども園に対して行われた「認定こども園に関するアンケート」（関西大学白石研究室実施。回答率 63%）でも、運用面の問題点や制度上の課題が数多く指摘された。中でも、財政的な支援を求める声が非常に多く、認可の有無や「保育に欠ける」児童かどうかにかかわらず、認定を受けた園には補助を行うべきという意見や、地域子育て支援など新

たに追加された機能に対して補助を行わないと数は増えていかないという指摘があった。現在、国の補助が一切出していない地方裁量型についても、無認可の保育施設とは異なり、一定の基準に基づいて都道府県知事が認定した施設であることから、地域の実情に応じて設けられた施設として積極的に評価し、設置を促進するべきである。核家族化や地域のコミュニケーションの希薄化が進む中、専業主婦（夫）家庭においては、育児不安、育児うつ等による育児放棄や虐待等の問題も起こっており、認定こども園に実施が義務づけられている地域の子育て支援の重要性は間違いなく高まってきている。そのため、既存の枠組みを超えて、認定こども園として、地域子育て支援の実施について支援、補助することを検討すべきである。また、同アンケートでも、保護者の認定こども園に対する評価は概して良いと答える施設が多かった。短時間利用児（幼稚園）の保護者からは、「夏休み等の長期休業期間に保育を受けられる」、「小さい子ども（3歳未満児）も預けられる」といったコメントがあり、長時間利用児（保育園）の保護者からは、「就労の有無や就労形態にかかわらず」、「勤務形態や時間に合わせて」、「姉妹、兄弟と同じ園に」預けられるなど、現行の保育所制度での不都合や制約と比較して、柔軟で利便性の高い認定こども園の制度を評価する声が多く寄せられた。また、施設に直接、利用申込みができる点については、6割以上が「好評」と回答し、「不評」はわずか2%不足だった。なお、3割強を占めた「普通（どちらでもない）」という回答の多くは幼稚園型の園からで、従来から幼稚園は直接契約制であるための結果と推測される。

認定こども園の推進については、「教育振興基本計画」（平成20年7月1日閣議決定）で、「利用者のニーズや施設の認定申請の希望状況を踏まえつつ、今回の計画期間中（平成20～24年度）のできる限り早期に認定件数が2,000件以上になることを目指し、制度の普及啓発や幼保連携型認定こども園への円滑な移行に向けた運用改善を行うとともに、認定こども園の制度改革に取り組む。」とされ、初めて認定件数の数値目標が明記された。また、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）や平成20年7月末に取りまとめられた「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」において、「こども交付金」の創設や、認定こども園の制度改革について20年度中に結論を得ることが盛り込まれた。制度改革については、平成20年10月以降、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により「認定こども園制度の在り方に関する検討会」が開催されている。

したがって、子育て世帯の多様化したニーズに的確に対応していくとともに、各地において問題となっている待機児童問題の解消を図るため、認定こども園

の普及を促進しつつ、既存の保育所と幼稚園の行政・制度を融合し、両者の完全一元化を目指すべきである。

【具体的施策】

a 運用改善による普及の促進

認定こども園制度の普及促進の観点から、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」や、文部科学省、厚生労働省の両省局長級の検討会において平成20年7月末に取りまとめられた普及促進策に基づき、早期に運用の改善を行うべきである。具体的には、認定件数の増加を図るため、既存の制度における認可の有無にかかわらず、例えば、文部科学省と厚生労働省の補助金を一本化するなどして、幼稚園型の保育所機能及び保育所型の幼稚園機能に対し、施設整備費や事業費等を補助すべきである。【平成20年度より逐次実施】

b 認定こども園の制度改革

平成20年10月に、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により立ち上げられた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、20年度中に結論を得る。【平成20年度結論】

(イ) 家庭的保育（保育ママ）の拡充に向けた取組

【問題意識】

多様な利用者ニーズに応える弾力的な保育サービスの1つである保育ママの一層の活用と規模の拡大が必要だが、平成12年に始まった国の家庭的保育事業は規模が小さく、ほとんど利用されていない。平成19年度の実績では、家庭的保育者数99人、利用児童数331人と前年度に比べごく僅かしか増えていない。事業開始以来、国の予算における見積もり児童数に対し、実際の利用児童数は桁違いに少なく、この事業が有効に実施されていないことは明らかである。また、この事業は当初、待機児童解消のための応急策として開始されたため、あくまで保育所保育の補完という位置づけであり、対象を「保育に欠ける」児童に限定している。

一方、それ以前から独自の制度を持っていた地方公共団体では、国庫補助事業を導入せず単独で実施しているケースが多い。その主な理由としては、2つの制度を持つことで運営・管理が複雑になるだけでなく、保育者の資格要件や対象児童の範囲、連携保育所の設置などの実施基準が異なることも考えられる。例えば、昭和44年から家庭福祉員制度を導入している東京都では、保育者が資格を持たない場合でも、各区市町村が実施する研修により必要な知識を習得させ、家庭福祉員として認定しており、家庭福祉員制度の利用実績（児童数）は、平成20年6月現在1,265名である。また、対象を「区市町村が保育を必要と認める児童」とし、国の事業では預かることのできない児童にも門戸を拓いている。

また、保育者の孤立化や家庭的保育の密室性の解消を図る目的で、平成20年度より家庭的保育事業において創設された「家庭的保育支援者」については、20年10月現在で、支援者の配置による補助金申請は少なく、普及が進んでいない。

【具体的施策】

a 家庭的保育者の要件の緩和

家庭的保育事業を法制化する児童福祉法の改正案が第170回臨時国会に再提出され、成立したところであり、今後省令で定められる家庭的保育者の要件については、先行して実績を上げている地方公共団体の取組を十分参考にし、要件の緩和を図るべきである。具体的には、保育士、看護師等の資格保有者に限定せず、基礎的な研修の修了を条件に、意欲のある育児経験者を保育者と認めるなど柔軟な要件設定とすべきである。

また、現行の保育者要件では、保育に専念できる環境が必要であるとの理由から、「未就学児童を現に養育していないこと」とされているが、例えば、フランスでは実子も含めて3人まで保育することが法的に認められており、これは、女性が子育てしながら収入を得る機会と、保育ママのなり手の確保の双方に役立っていると考えられることから、未就学児童を養育している者も含めるべきである。【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

b 実施基準・ガイドラインの適切な策定

家庭的保育事業が法制化されたのち、国の補助を受け家庭的保育制度を利用する地方公共団体の数が増えるよう、実施基準・ガイドラインの策定に際しては、一定の質の確保を前提に、過度に厳しくならないよう配慮すべきである。【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

c 対象児童の拡大

本来、少人数かつ家庭的な環境で保育が行われる保育ママは、保育所における集団保育とは異なり、個別で柔軟な保育が可能であることなどから積極的に保育ママを希望する保護者・家庭もある。

そのため、国の家庭的保育事業についても、小規模で弾力的な保育サービスの1つとして、「ア 抜本的な保育制度改革（ウ）「保育に欠ける」要件の見直し」の中で併せて検討し、結論を得るべきである。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討し、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

d 「家庭的保育支援者」の見直し

家庭的保育事業における家庭的保育支援者については、その配置状況や制度として十分機能しているかどうかの検証を踏まえ、必要に応じて見直すべきである。**【平成 21 年度検討・結論、平成 22 年度措置】**

(ウ) 民間の保育ママサービスの指導監督基準の適正化

【問題意識】

保育者の自宅など個人の住宅において少人数の児童を保育する保育ママの中には、国や地方公共団体の制度に則った家庭的保育事業等とは別に、民間で実施されている保育ママサービスが存在する。民間の保育ママサービスは、認可外保育施設の1つとして位置づけられており、そのため認可外保育施設指導監督基準が適用され、都道府県による立入調査が行われている所も少なくない。

しかしながら、個人住宅での保育の実施状況をはかる基準として、一定規模の集団保育を行う場である「施設」と同じ設備基準等を使用するのはそもそも無理がある。

また、児童の安全や衛生面での基準を自ら設定し、研修等により保育ママのスキルアップを図り、質の高い保育サービスを提供している民間団体もある。中には、地方公共団体の枠組みで保育ママをしている保育者への研修・指導をも担っている民間団体も存在することなどをかんがみると、それらの保育ママサービスが、認可外保育施設指導監督基準による低い評価を受けるのは理不尽であると言わざるを得ない。

【具体的施策】

今後、家庭的保育事業を法律に位置づけるに当たり、事業の安全性や質の確保を図る観点から、市町村が家庭的保育者に遵守させる実施基準を設けるなどとしているところであり、その際には、民間の保育ママサービスに係る認可外保育施設指導監督基準に代わり、新たに基準を設けることが適切か否かについても併せて検討すべきである。**【平成 21 年度検討・結論、平成 22 年度措置】**

(エ) 認可外保育施設の質の維持・向上

【問題意識】

保育施設は、「認可保育所」とそれ以外の「認可外保育施設」の2つに大別され、現在は、事業所内託児施設、院内保育施設、民間の保育ママ、ベビーホテルなど様々な形態の保育施設やサービスが、一括りに認可外保育施設というカテゴリーに当てはめられている。認可外保育施設の指導監督権限は都道府県にあり、国の示す認可外保育施設指導監督基準に沿って、都道府県が指導監督を実施することとなっている。

しかしながら、中には、マンパワー不足等の理由から、目が行き届かず何か問題が起きてから事後対応を迫られるケースや、事業所内託児施設や院内保育施設には立入調査が行われていない都道府県もあるとの指摘がある。また、個人の住宅で少人数の保育を行う同様のサービスでありながら、保育ママに対しては立入調査が実施されている一方で、ベビーシッターは免除されているなど、都道府県によってばらつきもあり、運営状況や保育の質が広く確認されているとは言い難い状況である。

女性の就業率の上昇等を背景に、平成20年4月時点での待機児童数は5年ぶりに増加し、19,550人となっており、やむなく認可外保育サービスに頼らざるを得ない利用者がいる現状をかんがみると、認可外保育施設の質を全般的に底上げする必要がある。

【具体的施策】

認可外保育施設における保育の質及び適正な運営を確保する観点から、都道府県による指導監督が、形態や分類にかかわらず、あらゆる認可外の保育施設・サービスについて適切に実施されるよう、徹底を図るべきである。【平成21年度措置】

(オ)「放課後子どもプラン」の見直し等

【問題意識】

放課後子ども教室推進事業（文部科学省）と放課後児童健全育成事業（厚生労働省）を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策である「放課後子どもプラン」（以下、「プラン」。）については、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」において、早急に実施状況等の調査を行い、実態を把握した上で課題を解決し、2つの事業の連携を深め、1つの事業として展開することの是非も含めて検討し、事業の改善を行うこととされた。

これを受けて、文部科学省と厚生労働省は、プランの取組状況や実施上の課題等について把握するため、合同で地方公共団体に対して調査を行い、その結果について平成20年6月に公表したところである。

調査結果によれば、放課後子ども教室、放課後児童クラブを実施していない理由として、「指導員等の人材及び実施場所の確保が困難」という回答が共通して多かった。また、両事業を一体的あるいは連携して実施する上で、実施場所や内容の調整だけでなく、教育委員会と福祉部局の縦割りから生じる様々な課題や、小中学校との連携強化の必要性が指摘された。

プランが開始されてから1年半が経過したが、いずれの事業も実施していない、いわゆる空白区は約5,000あり、より効果的な事業の推進を図り、すべての小学校区における両事業の実施を目指すという当初の目的はまだ達成されていない。また、プランでは、放課後対策事業の総合的な調整役として、全小学校区（約22,000）を担当するコーディネーターを配置するとの目標が掲げられているが、現在、放課後子ども教室の実施箇所数が約8,000箇所にとどまっていることもあり、全小学校区を担当するだけのコーディネーターは配置されていない。

一方、留守家庭児童を対象とした放課後児童クラブ（以下、「クラブ」。）については、近年ますます増大するニーズにより、保育所と同様、利用できなかった児童（いわゆる待機児童。）の問題が深刻化している。厚生労働省の調査によれば、平成20年5月1日現在の待機児童数は13,000人を超えている。また、夜6時、7時までに終了するクラブがそれぞれ5割超、4割弱と多数を占め、7時を超えて開所しているクラブはわずか3.6%に過ぎない。放課後児童クラブの閉所時刻が保育所よりも早いなど、保護者の勤務時間帯とのミスマッチが生じており、保護者の負担が増す、あるいは継続就業が困難になるなど、いわゆる「小1の壁」が問題となっている。

これまでも待機児童数の把握は、厚生労働省が地方公共団体に対し毎年度実施している実態調査により行われてきたが、平成 20 年度より待機児童の定義が明確化され、利用申込みをしたが何らかの理由で登録できなかった児童のうち、調査日時点で他のクラブを利用していることを把握している場合や、既に利用しているが第 1 希望のクラブではないなど、保護者の私的な理由により他のクラブに利用希望が出ていることを把握している場合には、調査結果に含めないこととされた。しかしながら、地方公共団体を経由せず、クラブが利用申込みを直接受け付けているケースもあり、この手法で正確な数を把握するには限界がある。

また、定員を設けていないクラブもあり、大規模化による環境悪化等の問題も起こっている。

【具体的施策】

a 「放課後子どもプラン」の推進と見直し

実施場所の確保については、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に加え、文部科学省の初等中等教育局長、大臣官房文教施設企画部長の4者連名による通知『「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について』（平成19年3月14日付、18文科生第532号・雇児発03140004号通知）が出されるなど、余裕教室を始めとする学校諸施設の利用促進に当たり、教育委員会と福祉部局との緊密な連携や小中学校との連携・協力が求められている。しかしながら、現場判断に委ねられる「学校教育に支障が生じない限り」という条件が曖昧であるため、余裕教室の利用やプランの実施がなかなか進まないという実態がある。

そのため、関係者の意識改革や、地方公共団体における関係者間の連携に資するよう、関係各所の協力を得ながら、学校諸施設について、更なる利用の拡大が可能かどうか調査するなど、実施場所の確保のための有効策を早急に実施すべきである。【平成21年度措置】

プランについては、引き続き2つの事業の連携を深め、1つの事業として展開することの是非も含めて検討し、事業の改善を行うべきである。【速やかに検討開始、平成21年4月措置】

併せて、プランにおける実施箇所数の目標達成だけではなく、子どもや保護者、地域にとっての質の充実など複合的な効果について検証する仕組みを研究すべきである。【速やかに検討開始、平成21年度措置】

b 放課後児童クラブの体制整備

放課後児童クラブについて、顕在化している待機児童問題を解消し、大規模クラブの環境を改善するため、クラブの設置・分割を迅速かつ効率的に進めなければならない。厚生労働省では、平成21年度予算の概算要求で、大規模クラブの解消のための改修費の増など所要の要求を行っているが、それだけでは十分とは言えない。したがって、児童の放課後の安全対策や家庭的かつ豊かな時間の確保の観点から、クラブ数の増加に向け、小学校の余裕教室、児童館、幼稚園等、既存施設の有効活用を一層促進し、クラブ分割を行い、大規模クラブの解消を速やかに行うべきである。【平成21年度措置】

また、新待機児童ゼロ作戦では、10年後にクラブの登録児童数を145万人増加させるとの目標が掲げられているが、実際のクラブ運営には、実施場所等の物理的資源や指導員等の人的資源の確保が欠かせない。そのため、新ゼ

ロ作戦の実現に向け、量の拡大とともに質の向上を図る観点から、場所と人材の確保も含めた具体的な対応策について検討を行い、早急に結論を得、措置を講ずるべきである。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成 21 年度以降、結論・措置】**

別紙

- 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

(児童福祉施設最低基準第 33 条第 1 項)

- 中心保育所と分園のいずれもが、児童福祉最低基準第 33 条に規定する職員を配置することとするが、嘱託医及び調理員については、中心保育所に配置されていることから分園には置かないことができることとする。分園においても入所児童の安全を確保する観点から常時 2 名以上の保育士を配置することとする。

(保育所分園設置運営要綱)

- 待機児童解消等のために、地域において、学校の余裕教室を活用して保育所の整備を行う必要がある場合など、特段の必要性がある場合、学校の給食施設について、保育所と合築し、併設し、又は同一敷地内にあれば、次の留意事項を満たす限り保育所の調理室と学校の給食施設を共用することができる。

- ① 離乳食、幼児食やアレルギー食等への対応が可能である設備・体制を整えること。
- ② 入所児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること。
- ③ 学校給食との円滑な実施に影響を与えないよう教育委員会と密接に連携し実施すること。

(「保育所の調理室と学校の給食施設の共用化について」)

- 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「就学前保育等推進法」という。))第 6 条第 2 項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)である幼保連携施設(就学前保育等推進法第 3 条第 2 項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。)を構成する保育所であつて、次の各号に掲げる基準を満たすものは、当該保育所の満 3 歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該幼保連携施設外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 1 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 2 当該幼保連携施設又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 3 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- 4 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 5 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(児童福祉施設最低基準第 32 条の 2)

幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、次の 1 から 5 までに掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の満 3 歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 1 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- 2 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 3 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- 4 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

5 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育・発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準)